

○独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則

平成13年4月1日
館 長 裁 定

最 終 改 正
令和7年6月30日
館 長 裁 定

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 契約（第3条—第38条）
- 第3章 準用（第39条）
- 第4章 雑則（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人国立科学博物館会計規程（以下「会計規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）が締結する契約事務の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

2 科学博物館における契約の一般的約定事項については、この規則に定めるもののほか、独立行政法人国立科学博物館物品供給契約基準、独立行政法人国立科学博物館役務等契約基準、独立行政法人国立科学博物館製造請負契約基準及び独立行政法人国立科学博物館工事請負契約基準の定めるところによる。

3 科学博物館における施設整備事業に伴う工事入札手続きについては、この規則に定めるもののほか、独立行政法人国立科学博物館工事入札手続関連要領の定めるところによるものとし、施設整備事業に伴う工事契約関連事務については、独立行政法人国立科学博物館工事契約関連事務要領の定めるところによる。

第2章 契約

（契約担当職員）

第3条 この規則において、「契約担当職員」とは、会計規程第5条に規定する契約担当役（分任を含む。）及びその補助者をいう。

（競争契約）

第4条 会計規程第13条に規定する競争は、公告して申し込みをさせることによる一般競争及び次条に規定する場合による指名競争とする。

（指名競争に付する場合）

第5条 契約担当職員は、次の各号の一に該当する場合は、指名競争に付するものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合
 - 二 一般競争に付することが不利と認められる場合
 - 三 予定価格が次のアからカまでに該当する場合
 - ア 予定価格が800万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - イ 予定価格が500万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - ウ 予定賃借料の年額又は総額が300万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - エ 予定価格が200万円を超えない財産を売り払うとき。
 - オ 予定賃貸料の年額又は総額が100万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - カ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で、その予定価格が350万円を超えないものであるとき。
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。
(随意契約によることができる場合)

第6条 会計規程第14条に規定する随意契約によることができる場合とは、次の各号に掲げるところによる。

- 一 同条第1項第3号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときは、次の一に該当するときとする。
 - ア 科学博物館の行為を秘密にする必要があるとき。
 - イ 工業所有権者が他人にその実施を許諾していない場合又はその実施権者が単独である場合であって、その者と工業所有権者の実施を伴う工事製造その他の請負又は物件の買入れをするとき。
 - ウ 特定の設備及び技術を有する製作者でなければ製作することができない物件を製作させるとき。
 - エ 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
 - オ 電気、ガス又は水の事業者にとそれらの供給を受けるために必要な工事を請け負わせるとき。
 - カ 業務遂行上必要な試験、研究、調査及び設計を委託し又は請け負わせるとき。
 - キ その他特定の者以外では契約の目的を達することができないとき。
- 二 同条第1項第5号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の一に該当するときとする。
 - ア 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
 - イ 物件の改造又は修理を該当物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利と認められるとき。
 - ウ 急いで契約を締結しなければ機会を失い、又は不利な価格になるおそれがあるとき。
 - エ 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
 - オ 随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 三 同条第1項第6号に規定する予定価格が少額のときは、次の一に該当するときとす

る。

ア 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

イ 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。

ウ 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。

エ 予定価格が100万円を超えない物件を売り払うとき。

オ 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。

カ アからオまでに掲げるときのほか、その予定価格が200万円を超えないとき。

(競争参加者の制限)

第7条 契約担当職員は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第13条の競争に付するときは、特別な理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を競争に参加させることができない。

2 契約担当職員は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくして、契約を履行しなかった者

六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 契約担当職員は、第2項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を、競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格等)

第8条 契約担当職員は、必要があるときは、競争に参加するものについて、契約の種類ごとに定期的に又は随時に資格審査を行い、その資格を有するものを競争参加資格者名簿に登録するものとする。

2 前項の規定により資格審査を行う場合は、文部科学省が定めた「一般競争参加者の資格等の定めについて」を準用するものとする。

3 文部科学省及び各府省の各機関で審査を受けた者については、資格審査結果通知書の写しを提出させることにより、競争参加資格者名簿に登録できるものとする。

(入札の原則及び入札書の引換え等の禁止)

第9条 競争により契約を行う場合は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

2 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(入札の公告)

第10条 契約担当職員は、競争に付そうとするときは、次に掲げる事項について入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。

ない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

- 一 競争入札に付する事項
 - 二 競争参加者に必要な資格に関する事項
 - 三 契約事項を示す場所
 - 四 競争執行の場所及び日時
 - 五 その他必要と認める事項
- (入札の無効)

第11条 契約担当職員は、前条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(入札の執行)

第12条 契約担当職員は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出させなければならない。

- 一 入札金額
 - 二 契約の目的となる物件及び役務の名称
 - 三 競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印
 - 四 代理人が入札する場合は、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当職員は、あらかじめ、入札者に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について入札者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 契約担当職員は、代理人が入札をするときは、あらかじめ入札者から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当職員は、入札者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

(入札保証金)

第13条 契約担当職員は、会計規程第13条の規定により競争に付そうとする場合には、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の百分の五以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に該当する場合には、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に国立科学博物館を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
 - 二 競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の保証金の納付は、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(予定価格の作成)

第14条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様

書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第15条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第16条 契約担当職員は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第17条 契約担当職員は、入札者及び入札執行事務に関係のある職員の外、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当職員は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合の外、入札者で一人入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第18条 契約担当職員は、入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(無効の入札書)

第19条 契約担当職員は、次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理しなければならない。

- 一 競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- 二 第11条第1項第1号から第4号までの事項の記載及び押印のない入札書
- 三 契約の目的となる物件及び役務の名称に重大な誤りのある入札書
- 四 入札金額の記載が不明確な入札書
- 五 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していない入札書
- 六 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- 七 その他入札に関する条件に違反した入札書

(再度入札)

第20条 契約担当職員は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

(落札者の決定)

第21条 契約担当職員は、最低の価格をもって申込みをした者の価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者

のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約担当職員は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

3 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(総合評価落札方式)

第22条 契約担当職員は、会計規程第13条第3項の規定に基づき、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、科学博物館にとって最も有利な者（前条第1項の場合にあっては、次に有利なもの）を落札者とするすることができる。

(再度公告入札の公告期間)

第23条 契約担当職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第9条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(随意契約による場合の条件等)

第24条 会計規程第14条第1項第10号の規定により競争に付しても入札者がいない場合、又は再度の入札をしても落札者がいない場合若しくは落札者が契約を結ばないときにおける随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

2 会計規程第14条第1項第10号の規定により落札者が契約を結ばない場合における随意契約においては、その落札金額の制限内で随意契約ができるものとする。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約によるときの予定価格)

第25条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(予定価格の省略)

第26条 契約担当職員は、次に掲げる随意契約については予定価格の作成を省略することができる。

一 法令に基づいて取引価格又は料金が定められている場合その他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約

二 予定価格が250万円を超えない随意契約

(契約書の記載事項)

第27条 会計規程第15条の規定により契約担当職員が作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金及び危険負担に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りでない。

一 契約履行の場所

二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

三 監督及び検査

四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- 五 瑕疵担保責任
 - 六 契約に関する紛争の解決方法
 - 七 その他必要な事項
- (契約書の省略)

第28条 会計規程第15条ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 300万円を超えない契約をするとき。
- 二 せり売りに付するとき。
- 三 物件を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物件を引き取るとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、随意契約による場合において、契約担当職員が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合において、契約内容の軽微なものを除き、なるべく請書をとらなければならない。

(契約保証金)

第29条 契約担当職員は、科学博物館と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、随意契約による場合、前条第1項第2号若しくは第3号に該当する場合又は契約担当職員がその必要がないと認めた場合においては、その全部又は一部を納付させないことができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(契約にかかる期間)

第30条 契約担当職員は、継続して行う物件の買入れその他の契約について、経済性を総合的に考慮した上で、安定的な履行の確保、コストなどを勘案し複数年での契約を行うことができる。

(部分払の限度額)

第31条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。

(資産の貸付、譲渡及び交換)

第32条 契約担当職員は、科学博物館の資産を正当な対価なく貸し付け、譲渡又は交換してはならない。この場合、賃貸料は前納させるものとする。ただし、国若しくは地方公共団体に貸し付ける場合又は賃貸期間が6ヶ月以上にわたる場合には、賃貸料を後納させ又はこれを分割して定期的に納付させることができる。

2 契約担当職員は、前項の規定にかかわらず、特に科学博物館の事務又は事業の遂行に必要があると認めるときは、館長の承認を得て科学博物館の資産を無償又は時価よりも低い対価で貸し付け、譲渡又は交換することができる。

3 契約担当職員は、資産を売り払う場合には、その引渡しのとしまで又は移転の登記若しくは登録のとしまでにその代金を完納させなければならない。

(監督)

第33条 契約担当職員は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合にお

いては、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため、立合い、指示その他の適切な方法によって監督をしなければならない。

(監督職員の報告)

第34条 契約担当職員から監督を命ぜられた補助者（以下「監督職員」という。）は、契約担当職員と緊密に連絡するとともに、契約担当職員の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査)

第35条 契約担当職員は、請負契約又は物件の買入れその他の契約については、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分確認を含む。）をするため、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、検査をしなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第36条 契約担当職員から検査を命ぜられた補助者（以下「検査職員」という。）の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(監督及び検査の委託)

第37条 契約担当職員は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、科学博物館の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり又は適当でないと認められる場合においては、科学博物館の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行わせることができる。

2 契約担当職員は、前項の規定により科学博物館以外の者に委託して監督又は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

3 前項の検査に係る契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をすることができない。

(検査調書の作成)

第38条 契約担当職員及び検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当職員及び検査職員は、請負契約又は物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものについては、検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

3 前2項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ支払をすることができない。

第3章 準用

(準用)

第39条 この規則に定めるもののほか、請負契約又は物件の買入れその他の契約の取扱いについては、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科

学省訓令)を準用するものとする。

第4章 雑則

(契約の公表)

第40条 契約担当職員は、この規則により契約を行った場合には、契約締結後、別に定めるところにより当該契約内容を公表するものとする。

(政府調達の実施)

第41条 政府調達に関する協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(立替払)

第42条 科学博物館の職員が職務遂行のため、一時的に私金によって支出をなし、後日、その支払いを請求する場合の取扱いは、別に定める。

(雑則)

第43条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。